様式第３号(第6条関係)

年　月　日

　　　　様

粕屋町長

粕屋町加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書

　　年　月　日付けで申請のありました粕屋町加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成金について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定番号 |  |
| 対象者氏名 |  |
| 助成金額 | 円 |
| 備考 |  |

※申請時に見積書を取得した補聴器を購入してください。

※助成の対象となる費用は、医療機器認定を取得している補聴器(集音器ではありません。)1台の購入に要する費用(付属品の購入に要する費用、診察料、文書料、修理費用、送料、その他町長が助成対象費用に適さないと認める費用を除く。)です。

※助成の対象となる補聴器は、公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店から購入したものです。

※助成金の額は、補聴器１台の購入に要する費用の２分の１で、上限は２万円です。

※交付決定日から１年以内に粕屋町加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成金交付請求書(様式第5号)に補聴器購入に係る領収書を添えて町長に請求してください。1年以内に請求がない場合は、交付決定を辞退したものとみなします。